障がい者制度改革推進会議	
第４回(H22.3.1)	資料２

差別禁止法に関する意見一覧

法制度創設の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

差別の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

個別分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１

関係個別立法との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

救済機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

相談支援機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７

その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９７

差別禁止法

○法制度創設の必要性

１．あらゆる分野を包括する差別禁止法の必要性についてどう考えるか

【大久保委員】

障害者施策に関わる様々な分野の法制に対して、差別に係る基準を示すとともに整合性を確保する意味で、差別禁止法の制定は必要と考える。

【大谷委員】

「あらゆる分野を包括する差別禁止法」の必要性は極めて高く、当会議においても、その創設を最重要課題に位置づけるべきである。

（１）わが国に暮らす障がいのある人は、現在、様々な生活の場面において深刻な差別などの人権侵害を受けており、社会の一員として等しく扱われ、自立した個人として充実した生活を営むことが困難な状況に置かれている。

これまで、この状況を改善するため、様々な運動が行われ、多くの福祉施策が講じられてきたところではあるが、残念ながら、今もってその目標の達成には至っていないといわざるを得ない。

かかる状況を抜本的に打開するためには、わが国においても、以下の①

ないし③の条件を全て満たす差別禁止法制の整備が不可避であると考える。

①あらゆる生活分野を適用対象とする規範であること

←差別は社会生活の全般に関係する問題であるため。

②行政と私人の関係のみならず、私人間の関係をも規律する規範であること

←現実の差別は、国や地方自治体によるもののみならず、事業者なども含む私人によって行われることが多いため

③障がいのある人の具体的権利が明定され、裁判規範性を有する規範であること

←理念として差別禁止をうたうのみで差別が行われた場合の救済手段が担保されていなければ、現実的に差別を是正することはできないため。

（２）以上の条件を全て満たすような差別禁止法制を現存する個々の法律の改正を通じて実現することは立法技術的に極めて困難であるといわざるを得ない。またそもそも、差別禁止法における基本的に理念や概念を一貫させ、権利法としての性質を維持するためには、個別法でなく包括的な差別禁止法制定が不可欠である。そのため、新たに、「あらゆる分野を包括する差別禁止法」を創設することが必要なのである。

（３）さらに、いわば障がいを持つ人の差別禁止法が制定されることは、これまで障がいのある人を差別し続けてきた社会全体の意識を変革させる

強力なインパクトとなるとともに、日本国内に暮らす全ての障がいを持つ人に社会参加への希望と勇気を与えることにも繋がる。

（４）障害者基本法３条３項の差別の禁止では不十分である＝　裁判規範性の重要性について

従来、障がいのある人が差別を受けたことを理由に裁判を起こしたとしても、差別禁止を定める裁判規範性のある法規が存在しないため、司法的な救済が行われることはほとんどなかった（後掲の二つの事例資料参照）。

「あらゆる分野を包括する差別禁止法」は、いわゆるプログラム規定や同義的努力義務ではなく、裁判規範として機能する法規としての内容と体裁を持って制定されなければならない。障がいのある人の現状を抜本的に打開するためには、お題目としての差別禁止ではなく、差別の法的救済を可能にする実効性のあるルールこそが求められるのである。

〔事例資料１〕

電動車いす利用者が高架駅にエレベーター設置を求めた事例

平成１１年３月１１日大阪地方裁判所判決（判例タイムス１０５５）

「・・原告指摘の法令の諸規定（鉄道事業法、障害者基本法、大阪府福祉のまちづくり条例など）は、いずれも国ないし地方公共団体と被告（鉄道事

業者）との間の権利義務関係を規律するものであって、原告の被告に対する具体的な権利関係に関する規定と解することはできないばかりか、右諸規定においては、国ないし地方公共団体との関係においても、鉄道駅へのエレベーターの設置が費用負担などの経済的制約を不可避的に伴うことに鑑み、被告に対して道義上の努力義務を示しているにすぎないのであるから、かかる法令の諸規定を前提としても、本両駅にエレベーターが設置されていないことをもって違法であると評価することはできない。」

〔事例資料２〕

鉄道車両に車いす対応トイレが設置されていないことの違憲訴訟事例

平成１３年７月２３日東京地方裁判所判決、同１４年３月２８日東京高等裁判所判決、（判例タイムス１１３１）

（なお、この列車には普通の乗客用のトイレ設備は設置されている）

「被告（鉄道事業者）は公益的事業を営むとはいえ、どの線区に車いす対応トイレ設置車両を投入するかについて・・判断する自由を有している」

「障害者基本法の諸規定は、国に対して施策の基本方針を示し、または抽象的な責務を規定するにとどまり、これらの諸規定が、障害者対策として特定の施策を実施すべき被告国の義務を規定したものとはいえない」

【大濱委員】

■権利条約の各条項で求められている措置の履行のためには、裁判規範性を持った包括的な差別禁止法の制定が必要であると考える。また、「基本法」という性格から、障害者基本法の改正では対応できないと考える。

【小川委員】

障害に基づく差別は、労働、教育などあらゆる分野にわたって、日常的に存在し、裁判規範性のある障害者差別禁止法(仮称)の制定は急がれている。

【尾上委員】

必要である。

実質的な差別禁止（機会均等）は、すべての障害者が障害のない人と平等にすべての日常生活や社会参加を行うための基礎となると考える。

障害者の生活という点からみた時には、様々な分野での差別は密接不可分につながっている。例えば、雇用の推進という一つの分野から見ても、交通や住居のアクセス、教育期からインクルージョンの実現は不可欠である。

ちなみに、障害者権利条約においては第２条、第４条、第５条等の総則規定において差別禁止規定がなされており、これらの規定は、第１０条以下の全ての

個別条項に係るものである。

【勝又委員】

この種の法は「あらゆる分野」を包括することができるのか。可能性を知りたい。

【門川委員】

障害者に限らず、あらゆる分野におけるあらゆる差別は禁止されるべきである。

したがって、差別禁止法を制定するのであれば、本来は「障害者差別禁止法」ではなく、「差別禁止基本法」のような上位法を制定し、その上で障害者関連の差別を禁止する法律を制定することが望ましいと考える。

しかし、現実に、障害者に対する重大な差別が存在し、それを緊急に禁止する必要がある以上、次善の策として、障害者差別の禁止を明示する法令を制定することが必要である。

ただし、憲法に次ぐ法である現行の「障害者基本法」の一部として位置付けることが適切か、それとも「障害者差別禁止法」として別の法令を独立して制定することが適切かについては、立法作業上の問題点も含め、慎重に議論すべきである。

【川﨑委員】

必要です。障がい者の権利擁護のために、障がい者が普通に生活するために、差別禁止法は必要な法律と考えます。

【佐藤委員】

必要だと思う。障害に基づく差別は日常的でかつ広範囲にわたる。さらに相互に関連して障害者の社会参加を妨げている。個別の分野ごとの法律で差別禁止を図るとともに、総合的なものも必要である。

以下はこのことを示す一例。（障害者欠格条項をなくす会の臼井氏より）

2008年６月から、自動車の運転免許の交付対象が、聴力基準未満の人に拡大した。しかしこの制度開始後１年に新たに免許を交付された人は、全国で約５０人にすぎない。５０人と少ない背景には、

・大きな制約と条件つきで、取得するだけの魅力がない免許　（運転できるのは普通四輪だけ。原付、二輪、荷物積載できる４ナンバー車不可、聴覚障害者マーク、ワイドミラー装着が罰金付条件）

・受講に必要なサポートが乏しい　（手話通訳や文字通訳つきで受講できる教習所が少なく、通えるエリアにそうした教習所がない人は、知識や技術の習得も困難）

・免許行政窓口の問題　（筆談も拒否されたりコミュニケーションをはかる姿勢が不十分）

などが挙げられる。

このように、大きな制限をそのままにして、かつ、単に免許交付対象を拡大するだけでは、実際の取得・交付は進まない。

なお、日本の免許行政は「聞こえない人が運転するのは危険のおそれがある」とみなしているが、諸外国は、以前から、普通自動車や二輪は、聴力不問のところが多く、聞こえない人も、日本の標準的な装備の自動車や二輪で、あたりまえに運転している。２００５年度に１４７５人の聴覚障害当事者が回答したアンケート結果によると、７５％が聴力を理由とする制約・制限を「撤廃すべき」と回答している。回答者のほとんどは「補聴器をつける」などの条件下で運転してきたベテランドライバー。また、視覚についても、視力検査数値だけで判定せずに個別アセスメントを重視する国々があり、日本では免許交付されない人もそれらの国では問題なく運転できている。

【新谷委員】

包括的な差別禁止法が有効と考えます。幅広い分野に適用できる総則規定を作り、個別分野として、労働・雇用、教育、性、医療、政治参加、司法、行政サービス、情報・通信、交通、経済・文化サービス、不動産取引などを網羅すべきと考えます。

【関口委員】

必要。

ただし強制入院法規（医療観察法、精神保健福祉法、医療法施行令）や適用除外規定（制限行為能力、訴訟無能力、欠格条項、民法７７０条第１項第４号）の改廃なくして、成立させてはならない。移行措置の担保なく成立させると、適用除外のある差別禁止法となる。適用除外のある差別禁止法では、立法趣旨である目的に反した法体系となる。

補足意見：大阪精神障害者連絡会　　塚本正治

精神障害者は隔離・収容施策の下、精神病院や地域において数々の差別・人権侵害を受けてきた。病院においては、職員による暴行(死亡のケースもある)・不当な隔離室への拘禁・違法な身体拘束・違法な面会妨害・無視・放置・プライバシーの無さなど病を癒すどころか人生を深く傷つけられてきた。その結果として人生や地域生活への自信を喪失し、約15万人の社会的入院者を生み出してきた。病院の敷地内で命途絶えた精神障害者もまたその被害者である。

一方、退院にたどり着いたとしても、保証人もいないし、地域での入居差別があり、暮らすところが見つからない。暮らすところを見つけたとしても、「精神障害者はなにをするかわからない」という社会的偏見の中、地域で孤立した生活を強いられ、就労するにも就労先が見つからないという差別を受けてきた。

精神障害者への社会的偏見にもとづく差別に対して、病院や地域において精神障害者への差別を禁止することによって、精神障害者施策を治安対策から福祉施策へと転換することを強く願う。

【竹下委員】

差別禁止法（専門法としての独立した立法）が必要不可欠である。理由は以下のとおりである。

（１）国民に差別禁止の意義を周知徹底することが必要であり、これを立法によって広報し、国民のコンセンサスを作り出すことが必要である。

（２）障害のある人の意識を改善していくためにも、差別禁止法は必要である。

（３）障害、障害のある人及び障害を理由とする差別の定義、意義について明確な立法が必要である。

（４）裁判における規範性を明確にするためには、できるだけ分野ごとにかつ具体的に差別の基準を示すことが必要である。

【土本委員】

具体的に何が「差別」なのかをはっきりする必要がある。

【差別】

あるものと別のあるものとの間に認められる違い。また、それに従って区別すること。

取り扱いに差をつけること。特に、他よりも不当に低く取り扱うこと。

主な差別

【偏見】

かたよった見方・考え方。ある集団や個人に対して、客観的な根拠なしにいだかれる非好意的な先入観や判断。

「へん」「おかしい」「何をするかわからない」「あぶない」

「何もわからない」「何もできない」「やくにたたない」

【社会的排除】

障がいを理由として個人または集団が社会から排除される事、またはその状態をいう。

「病院に入院しろ」「入所施設へ行け」

【抑圧】

抑制し圧迫すること。むりやりおさえつけること。

「虐待」「奴隷労働」「搾取」

【制約】

ある条件や枠をもうけて、自由な活動や物事の成立をおさえつけること。

「放置」「利用者負担」「サービスの利用資格制限や時間制限」

【支配】

ある地域や組織に勢力・権力を及ぼして、自分の意のままに動かせる状態に置くこと。

ある要因が人や物事に影響を及ぼして、その考えや行動を束縛すること。

「洗脳」「威圧」「暴言」「暴行」

【堂本委員】

障害のある人の権利を保障し、差別をなくすことを実効あるものとするため、あらゆる分野を包括する差別禁止法の整備が必要である。

現行の障害者基本法では、障害のある人は社会活動に参加する機会が恩恵的に与えられる対象とみなされ、社会参加を権利として保障するものとなっていない。また、障害のある人に対する差別を禁止しているが、何が差別に当たるのか、さらに、差別や権利侵害が行われた場合にどのように迅速かつ効果的な救済を図っていくのかを規定していないため、差別禁止が実効あるものとなっていない。

私は、千葉県知事在任中、「どんなに福祉サービスが充実しても、地域社会に誤解や偏見、差別があっては、障害のある人が、ありのままにその人らしく地域で暮らすことはできない。」と考え、障害者差別をなくすための条例を制定する

ことにした。最初に、差別に当たると思われる事例を県民から募集したが、教育、医療、サービス提供、労働、建物・交通アクセス、福祉など様々な分野から合計約８００件寄せられた。千葉県の条例は、こうした実態を踏まえ、誰もが暮らしやすい社会をつくるために制定されたものである。

一方、内閣府が実施した「平成２０年度障害者に対する差別事例等の調査研究」の結果を見ると、車椅子の利用等を理由とする採用（募集）の拒否・制限、賃金等の差別的取扱い、重度の障害等を理由とする福祉サービスの利用や治療・入院の拒否・制限などが、差別事例として当事者から指摘されている。

このように、障害のある人に対する差別の解消は全国的な問題となっている。北海道が平成２１年３月に議員提案で条例を制定したほか、他の自治体でも条例制定の動きが活発化している。国として、障害者差別禁止法を整備する必要がある。

【中西委員】

障害者に対する差別はその生活のあらゆる分野に及ぶものであるので、分野ごとの縦割りではなく、全体を包括する差別禁止法は必要である。

心身障害者対策基本法が障害者基本法に改正されても、更生と保護に基づく旧来からの障害者施策の枠にとどまり、障害者への差別禁止規定は盛り込まれなかった。つまり、障害当事者は障害の軽減と克服のための努力をおしつけら

れ、重度の障害者に対しては隔離・収容型の施設入所が引き続き推進されていると考えざるを得ない。

【長瀬委員】

障害に基づく差別を禁止する新たな法律が必要である。

日本では、2004年の障害者基本法の改正によって、1967年に身体障害者福祉法による差別禁止規定が削除されてから 37年ぶりに、法的な障害差別禁止規定が復活した。しかし、この障害者基本法第3条の「障害者に対して、障害を理由として、差別すること」を禁止する規定は不十分である。なぜなら、一つには、障害者の権利条約は、合理的配慮の欠如を差別と定義している（第２条）が、現在の障害者基本法は合理的配慮の欠如を差別と規定してないからである。また、障害者基本法は、差別があった際の救済規定も欠いているためである。

【久松委員】

障害者権利条約に基づく障害者の権利を具体的に担保できる裁判規範性をもった法律（障害者差別禁止法）の制定が必要である。

【松井委員】

障害者は、雇用・就労、教育、サービスや情報へのアクセス、公共交通機関、

住まいなど生活の様々な領域で差別を被っている。個別法で差別禁止規定を設けることも必要であるが、苦情申立や共済措置などの窓口を共通化することで、さまざまな領域で被る差別に迅速に対応するためにも包括的な差別禁止法の制定が必要である。もっとも障害者だけでなく、女性やこども、外国人など社会的マイノリティグループも差別などの人権上の問題に直面していることから、これらすべての人びとの人権問題を取り扱う人権擁護法の制定もあわせてすすめるべきであろう。そして、人権擁護法に基づき、人権委員会が設置されれば、その一部門として障害者権利員会を設けるのが現実的と思われる。

【森委員】

現行の法体系で障害と認められていない、いわゆる制度の谷間の障害者も含め、その障害を理由に、社会的、文化的、政治的、経済的その他のあらゆる分野における権利を包括する法律が必要である。また、障害者権利条約を批准するためには、合理的配慮義務を課すことを含めた障害者差別禁止法の制定が必要であり、また、現行の個別の法改正だけでなく、包括的な差別禁止法の立法が必要である。

○差別の定義

１．総則的定義をどのようにするか

【大久保委員】

差別、間接差別、合理的配慮の定義は必要と考える。

特に、知的障害者の社会参加のためには、合理的配慮は欠かせない。また、知的障害の場合は、ハード面での配慮だけでなく、心配りなどのソフト面が欠かせない。合理的配慮には、建物設備や補助的器具などのハード面だけでなく、心配りなどソフト面を含むよう、特に強調する必要があると考える。

【大谷委員】

あらゆる場面、あらゆる権利の享有に適用されるべきこと、及び、直接差別のみならず間接差別や合理的配慮の欠如も禁止されるべきことを明示し、「政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野において」「あらゆる形態の」差別が禁止されるべきことを明確に打ち出すべきである。

条約２条は、障がいに基づく差別は「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする目的又は効果を有するもの」

だけでなく、さらにそれに加えて「障害に基づく差別には、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別を含む」と規定している。

すなわち、意図的な差別だけでなく、意図的ではなくても差別の効果が生じる場合も差別であることを明確にし、さらに、これに加えて、「区別、排除又は制限」といった異なる取扱だけではなく、合理的配慮を行わないことが差別であることを明言した。

日本においても、条約２条に従った総則規定を置いた差別禁止法が制定されなければならない（条約４条）。

尚、間接差別は障がいに関わらない事由を要件とすることによって結果として差別となるものであり、障がいに関わらない事由を要件とすることに合理的な理由がないときに認められる。これについては従来要件があいまいである等を理由に認められていなかったが、２００６年男女雇用機会均等法において性別以外の事由を要件とする措置についても差別と認め、間接差別の禁止を導入するに至った。その内容は省令で定めることとし、その範囲が狭いことは問題であるが、障がい者差別においてもこれを認め、詳細については以下に述べる合理的配慮の内容と合わせ障がい者権利委員会でガイドラインを提示するべきである。

【大濱委員】

■「直接差別」「間接差別」「合理的配慮の欠如」の３つで定義するのが良いと考える。

【小川委員】

障害に基づくあらゆる差別を禁止するという視点で、障害者本人に対する差別のみならず、障害者の家族、障害者関係者に対する差別、あるいは、過去に障害をおっていたという履歴による差別、現在、または将来において障害があると看做される事による差別など、包括的に差別を禁止していく必要がある。障害をあからさまの理由とした直接差別のみならず、間接差別、そして「条約」に盛り込まれた合理的配慮の欠如についても、障害に基づく差別とみなしていく必要がある。また、障害の定義については社会モデルを採用する必要がある。

【尾上委員】

「直接差別」、「間接差別」、「合理的配慮を行わないこと」という差別の３類型を規定すべきである。

「直接差別」は、障害に基づいて制限・排除・分離・拒否等により不利益となる取り扱いを行うこと、「間接差別」は、形式的には障害に関係しない中立的な規定や基準の適用、あるいは取り扱いが障害をもつ人に不利な結果を招き、又

は結果を招く恐れがある行為をおこなうこと、「合理的配慮を行わないこと」は、個別規定に定める合理的配慮を行わないこと、といった定義にするべきである。

【勝又委員】

人種・性別・年齢・宗教・障害の有無等の違いを理由に、法の権利によってさだめられた生活分野や場面（雇用・教育・住宅・移動交通・投票・公共サービス・市民施設の利用等）で、一定の行為基準に基づいて平等に扱うことをしないこと。

【門川委員】

差別の禁止は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」とする日本国憲法第１１条の精神を具現化したものとして定義されるべきである。

すなわち、障害者の基本的人権の享有が妨げられることをもって、「差別」として定義すべきではないか。

なお、「障害を理由とした差別」を禁止するという規定の仕方が適切であるかどうかは、慎重に議論すべきである。

なぜなら、この規定では、差別行為に先んじて「障害」が実体として実存する、という理解を認容する趣旨を含んでおり、近年の障害学の知見および国際的な障害者運動、そして「障害者権利条約」の精神から言っても、抵抗がある（例

えば、「障害者権利条約」前文（e)では障害概念に触れて、それが個人と社会との「相互作用」である点を明示している)。

したがって、基本的人権の享有を妨げる行為が行われる際の「付加的理由」として「障害」が持ち出されるという位置付けのほうが適切ではないか。すなわち、被差別対象として社会的に作られる存在としての「障害者」という側面に留意した上で、一人ひとりの障害者に対する具体的な、基本的人権の享有を妨げる「行為」を禁止する、という組立が望ましいのではないか。

参考：「障害者権利条約」前文（e)

公定訳（案）　障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、

川島・長瀬訳　障害〔ディスアビリティ〕が形成途上にある〔徐々に発展している〕概念であること、また、障害が機能障害〔インペアメント〕のある人と態度及び環境に関する障壁との相互作用であって、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずることを認め、

【川﨑委員】

障害者権利条約に基づいて、障害を理由にする不利益な取り扱い及び、間接差別、合理的配慮義務の違反を差別とする。

【佐藤委員】

「定義」とはいえないが、直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如の３類型という定式化が適切かどうか疑問である。できるだけ単純でわかりやすいものにしたい。小学生も含めて、すべての国民が理解できるように。

とくに後二者の違いは？盲人がいるのに墨字の受験用紙しか用意しないのは間接差別だろうが、落ち着かないから個室で受験させてほしいと希望する人に個室を用意せず、皆同じ部屋で受験をと求めるのは間接差別か合理的配慮欠如か？

オーストラリアの障害者差別禁止法の 2009年改正では、直接差別と間接差別の定義の中に合理的配慮を含めた。

「障害を理由とする差別」には、

A　もっぱら障害を理由とする差別

B　複数の理由による差別で障害が主要な理由

C　複数の理由による差別で障害はその中の一つまたは副次的

などがありえるが、これらすべてを含めることを明確にすべきと思う。

「障害を理由とする差別」には、補装具・日常生活用具・点字・手話・補助犬などの利用、医療・訓練などの受療・利用、障害者団体等への参加、など障害に関連することがらを理由にした差別も含むことを明確にすべきと思う。

障害の定義では、まだ症状や機能障害が現れていなくても将来現れる可能性がある、「病気や機能障害の遺伝的素因」も含めるべきである。

【新谷委員】

障害者基本法の規定との整合性が必要と考えます。障害者基本法に規定するか障害者差別禁止法に規定するかは別にして、直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如の 3類型の明記は必要と考えます。

【関口委員】

障害を理由としたあらゆる不利益取り扱いおよび人権侵害（他国との比較を含む)、直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如

【竹下委員】

別紙日弁連試案を参考とすべきである。

【土本委員】

しょうがいしゃで　あるまえに　ひとりの　人間　として

【堂本委員】

障害を理由として障害のある人に対し障害のない人と比べ不利益な取扱いをする（作為・不作為を問わない）こと及び障害のある人が障害のない人と平等にすべての権利を行使することを確保するために必要な合理的な配慮が行われないことを差別と定義すべきである。

障害者権利条約では、合理的配慮の否定を差別の定義に含めている。また、不利益取扱いについては、直接差別だけでなく間接差別（中立・平等に見えるが、実質的に障害のある人に不利になる結果をもたらす、あるいはもたらす可能性のある差別）も含むものと解されている。

【中西委員】

障害者の定義に関しては、条約制定の際にも、社会モデルを基盤としながらも医療モデルの色彩を残しているICFの基準枠を超えた定義が用いられている。それを踏襲した定義とする。

差別を定義付けする以前に、障害者の尊厳を保障できるよう、「自己決定権」について明記することが必要である。差別の定義は、条約に基づいて「直接差別」、

「間接差別」、「合理的配慮の否定」の３つとする。

「差別を受けない権利」、「制約を受ける場合の原則」も明確化され、総則的定義に含まれるものとする。特に後者は、予算の欠如をその合理的理由として差別が行われているので、必要と考える。

【長瀬委員】

定義においては、障害の履歴や「見なし」（障害者と見なされること）を含む広範な障害の定義が必要である。障害に基づく差別の定義としては、「あらゆる形態の差別」を含むとしている障害者の権利条約に基づいて、①直接差別、②間接差別、③合理的配慮の欠如、いずれもが含まれるべきである。

【久松委員】

「障害」及び「差別」の定義を下記の内容で設けること。

①「障害」が社会における障壁の相互作用から生じるものと捉える、いわゆる「社会モデル」の考え方に準拠し、対象者を幅広くする必要がある。

②「差別」の定義は、障害を理由として不利益な取り扱いをすること、及び社会生活を営むために必要な合理的配慮を行わないこととする。

「言語」及び「コミュニケーション」の定義及び権利規定を下記の内容で設けること。

①手話が音声言語と同等の言語であることを定義すること。

②手話を使用する権利を規定すること。

③専門的な手話通訳者を利用する権利を規定すること。

④障害者権利条約におけるコミュニケーションの定義と同等に、手話（手話通訳）、要約筆記、指文字、触手話、指点字、手書き文字その他の方法による通訳、拡大文字、写真、図画、ひらがな、平易な表現による表記等を入れてコミュニケーションを定義し、自ら適切な情報・意思伝達方法を選択することを保障すること。

⑤社会のあらゆる分野において、聴覚以外の手話、文字、筆記通訳、光、振動等の方法により情報を利用する権利を規定すること。

【松井委員】

障害者権利条約第2条にある「障害に基づく差別」を参考に定義すること。この定義から明らかなように、障害に基づく差別には、直接差別、間接差別および「合理的配慮の否定」も含まれる。ヨーロッパ連合（EU）の雇用均等指令(2000年)で差別の一種とされるハラスメント（嫌がらせ）についてもその定義に含めてよいと思われる。

【森委員】

自己決定、自己選択をもとに自立生活を達成するために差別をなくすことの必要性を明記することが重要である。特に、障害とは、身体的、精神的、知的状態が疾病、傷害、その他の事情に伴い、その時々の社会的環境において、日常生活または社会生活において相当な制限を受ける状態であることを明記する必要がある。その上、直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如を含め明確に整理しておくべきと考える。

２．個別分野別定義をどのようにするか

【大久保委員】

分野別定義は、現状においては難しいと考える。

教育分野での特別支援教育施策や労働分野の障害者雇用施策、福祉分野の就労支援施策などについて議論が尽くされていない状況もある。

【大谷委員】

個別分野毎に差別の定義(特に合理的配慮義務の内容、義務を負う主体)を明示的に定めることが、裁判規範性をもつ立法の実現のため、もっとも肝要である。

差別の内容、特に合理的配慮義務の内容に関する規定については、社会生活に

おける様々な場面に応じて、個別、具体的にその内容が異なるものであり、社会生活の個々具体的な場面ごとに、網羅的にその内容が規定される必要がある。また、合理的配慮義務を課される者についても、国や地方公共団体だけではなく、民間の事業者などもこれに含まれることとなるので、社会生活の個々具体的場面ごとに、内容のみならず、義務の主体を明示する必要がある。

【大濱委員】

■裁判規範性を持たせるために、個別分野ごとに具体的な定義を列挙してカタログ化するべきだと考える。

【小川委員】

総則の規定を踏まえたうえで、個別条項における禁止されるべき差別行為を定義すべきである。

【尾上委員】

　個別分野における差別は差別禁止法の実施上、重要なものになるものであり、書き込むべきである。例えば、地域生活の分野においては強制的な施設収容の禁止、教育の分野においては特別支援学校への通学の強制、医療分野における本人の同意のない治療やリハビリテーションの強制、などである。

【勝又委員】

特定の分野や場面における適格な対象者を規定する必要

【門川委員】

差別禁止法が障害者に対する差別を包括的に禁止し、個別具体的な人権侵害行為を禁止・抑止するものである以上、個別分野別に定義をすることは、かえって法の抜け穴を設けることにもなりかねず、慎重であるべきである。

【川﨑委員】

個別分野別に定義するとかなり広範囲になるが、それをどうするか。

精神障がいでいえば、医療における他科との差別、雇用における差別、報道の差別、福祉施設反対運動に見る無理解からくる差別などがあります。

【新谷委員】

個別分野別ごとに差別定義を具体化することが必要と考えます。ただ、差別定義を細かくした場合、障害者基本法の差別定義や個別分野の定義相互の整合性が問題となりますので、細かな整合作業が必要と考えます。

【関口委員】

総則的差別の基準となるような、具体的な差別例を挙げて、裁判規範性を可能

な限り担保すべきである。

分野は少なくとも、教育（普通教育・高等教育、障害社会人教育、職業訓練を含む)、雇用、自営業、医療、福祉、司法、契約。

【竹下委員】

同じく日弁連試案を参考にすべきである。

【土本委員】

それぞれ特有の「差別」がある。

【堂本委員】

現実の社会での差別の実態を踏まえて分野別に定義していくべきであり、明確にわかりやすく規定する必要がある。

千葉県では、前述したとおり、県民から差別と思われる事例を募集したが、寄せられた約８００件の事例を分野別に整理し、この事例をもとに官民協働の「障害者差別をなくすための研究会」で条例の差別の定義や差別の解消に向けた具体的な取組みについて検討した。最終的に、以下のとおり８分野の１５の行為について差別と定義した。

(参考)

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例第２条第２項

この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。

一　福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ　障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。

ロ　本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

二　医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ　本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ　法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。

三　商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

四　労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ　労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること

ロ　賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。

ハ　本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。

五　教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行

う次に掲げる行為

イ　本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

ロ　本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。

六　障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ　建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ　本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

七　不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の

譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

八　情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ　障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ　障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

【中西委員】

条約に書かれている定義に準じたものとする。検討委員会に詳細の討議がゆだねられた際には、実施されてこなかった項目に関しては何故そうなったそうなってきたかの経緯を含め、差別が合理的理由なく行われていた検証をもとに反対意見を持つ人を納得させられるような議論をしてほしい。

【長瀬委員】

各分野において、権利の定義と共に差別の定義を設けるべきである。

【久松委員】

裁判規範性のある法制度を創設する観点から、個別分野において立証可能な定義が必要であり、生活の個々の分野毎に、不利益取扱い及び合理的配慮の義務違反に整理し具体的にその内容を定める必要がある。

【松井委員】

障害に基づく差別の一種とされる「合理的配慮の否定」については、雇用・就労、教育などでその具体的な内容が異なることから、個別分野別に規定する必要がある。

【森委員】

個別分野ごとに差別の内容は具体的に異なるので、合理的配慮義務も含めて、各分野ごとで網羅的にその内容を規定するべきである。ただし、個別分野を定義することによって、定義されなかった分野における差別を除外するものではなく、総則においてあらゆる分野における差別を対象とすることを明記しておく必要がある。

３．抽象的な例外規定をどう明確化・限定化するか

【大久保委員】

例外規定を詳細に明確化することは、現実的に困難ではないかと考える。同法に見直し規定を設け、その過程の中で定期的に議論していくべきと考える。

【大谷委員】

例外規定は可能な限り具体的な定めとし、解釈ガイドラインを別途定めることにより、安易な拡張解釈を許さないようにすべきである。又、細則は、障がいのある人もメンバーに加わった、障がいのある人の権利委員会（仮称）で定められるべきである。

条約２条では、合理的配慮が相手方に「不釣合いな又は過度な負担を課さない」場合であることを求めている。人権相互の比較考量論からすれば、一方でそこで問題となっている人権の性格や重要性、具体的に選択された手段の不可欠性、非代替性、そのことがないことによって蒙る権利侵害の程度などが判断の要素となる。他方、求められる相手方の要素として相手方の性格（個人か、団体か、公的機関か）、業務の内容、規模、業務の公共性、不特定性、事業規模から見た負担の程度、事業に与える影響などが判断の要素となる。

第一に両者の要素の比較にあたっては、具体的な根拠及び資料に基づいてなされなければならない。第二に、そもそも両者の要素の単純比較であってはならない。障がいのある人にとって見れば、合理的配慮がなければ平等な生活自体が奪われるという性格の問題であり、また、人権享有における格差自体は

個人の力では変えようのない社会のあり方そのものによって生じているからである。

【小川委員】

合理的配慮という概念においては過度な負担のない範囲という概念が盛り込まれている。

【尾上委員】

事業者側等による恣意的な解釈がなされないように間接差別の正当化に関する適用除外規定、合理的配慮の過度な負担に関する適用除外規定は規定すべきであるが、差別禁止法の適用において特定の障害者が排除されることがないよう法律を作り上げるべきである。

【勝又委員】

明確化・限定化することが可能か？可能だとして、明確化・限定化することのメリットとデメリットをはっきりしてから判断が必要。

【門川委員】

基本的人権の享有を妨げることを差別として禁止する以上、原則として例外規定を設ける必要はないと考える。ただし、合理的配慮の欠如について言えば、当該の合理的配慮が過重な負担を伴うものであることを立証した場合には、そ

の欠如は差別とみなさないなどの例外規定は必要だろう。

【佐藤委員】

障害者の参加を促進するための特別な扱いは差別としないという規定は必要と思う。例えば、障害者雇用率制度、補装具など福祉サービスの支給、料金割引など。

【新谷委員】

積極的差別是正措置が差別（逆差別？）に当たらないことは明記すべきと考えます。また、合理的配慮に対する過重な負担の抗弁を許す一般的な規定は必要と思いますが、「過重な負担の抗弁」を許す個別分野は制限的に考えるべきと思います。（例えば、義務教育段階での配慮義務に対して、国・自治体や私立の教育機関の「過重な負担の抗弁」を許すべきではなく、もっといえば「合理的配慮」の言葉を使わず端的な「過重な負担の抗弁を許さない配慮義務」を課すべきと考えます。）

【関口委員】

例外規定について、合理的配慮の欠如についての「過大な負担」については救済機関が個別に判断することとする。明確化・限定化の明文はおかない。むしろ、障害者団体が差別と認めたことを証明する書類によって、明確化・限定化すべきである。

なお、差別については告発された側が差別でないことの挙証責任を負う事が重要である。

すなわち、例外規定については特に明文化せず、個別ケースごとの判断とする

その為の判定委員会には障害者が過半数を占めること。

【竹下委員】

同じく日弁連試案を参考にすべきである。

【堂本委員】

障害者差別禁止法が社会に受け容れられるためには、現実の社会の実態を踏まえて規定する必要がある。差別の中には、すぐに解決できるものもあれば、時間やお金をかけなければ解決が困難なものもある。例えば、車椅子使用の人の移動保障のために建築物にエレベータを設置する場合、事業者の規模や経営状況も考慮する必要がある。エレベータがないことは、差別に当たるとしても、それを解消することが事業者に過重な負担を課すことになり、すぐには不可能と判断される場合には、差別禁止の適用除外として扱うことが妥当である。したがって、例外規定は設ける必要がある。

千葉県の条例では、「不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく

措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合」においては差別禁止の適用除外とすることとした。一切差別禁止の例外を認めないとすると、差別となることをおそれて障害のある人とは関わらないという人が増え、結果的に共生社会の実現は困難となるからである。障害のある人に対する理解を広げつつ、差別禁止の実効を上げていく努力が求められる。

障害者権利条約でも、「合理的な配慮」は、「特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされており、同様の規定は必要である。

その一方で、例外規定によって差別の禁止がなし崩しにならぬよう、例外規定の適用を受ける側がそのことを立証する責任を負うなどの工夫をすべきである。

(参考)

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例第８条

何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りではない。

条例の解釈指針

- 「過重な負担」であるか否かは、判断時における①当該措置の実現可能性、②当該措置を講ずる場合に必要とされる費用、及び当該費用を支出することによる事業等への影響、③事業主等の資産の規模、④当該措置を講ずるに当たって、事業主等が利用できる財政的又はその他の支援等を考慮して判断します。

  なお、「当該措置の実現可能性」とは、技術的な問題など、金銭のみでは解決できない事情の有無をいいます。

- 事業者等が当該事案において「合理的な配慮に基づく措置」を行うことが「過重な負担」であることを主張する際には、具体的な根拠及び資料に基づき説明する必要があります。

【中西委員】

抽象的概念の解釈は時とともに変化する。いろいろな人々の生き方や生きがいを互いにどのように尊重し、認め合い、共に生きていくかというところに差別の課題があるので、現段階ではまず条約での規定をもとに作成するのが最適な方法であると考える。

一番問題となるのが「合理的配慮」で言われている「過重な負担」であろう。日本で初めて導入される概念であるため、負担が過度であると主張する側の

立証責任を明確化することとする。

【久松委員】

障害者への差別に当たらないことについて、国民が判読・判断できる具体的な例外規定を設けるか、あるいは具体的でわかりやすいガイドラインを通知するかを検討していく必要がある。

【松井委員】

米国の「障害のあるアメリカ人法（ADA)」でも、「過度の負担」が合理的配慮の例外として規定され、それを明確化・限定化するため、雇用機会均等委員会がガイドラインを定めている。わが国でも、とくに雇用・就労領域で求められる合理的配慮の免責事由については、ガイドラインなどで明確化する必要があろう。

【森委員】

「障害を理由として」、「著しい困難や過重な負担・出費」、「合理的配慮」等の抽象的な例外規定の具体的内容は、障害者差別禁止の適正な実施を任務とする機関として、別に障害者権利委員会（仮称）を置いて規則等で定める必要がある。

○個別分野

１．生活分野として、いかなる分野を規定すべきか

（例　地域生活、自己決定と法的能力、移動、建物、利用、情報保障とコミュニケーション、教育、就労、医療及びリハビリテーション、性、政治参加、司法手続、その他）

【大久保委員】

「社会参加」も明示すべきと考えるが、全体として、概念を整理する必要があると考える。

なお、「情報保障」については、知的障害の特性に配慮した支援の必要性を特に明示すべきと考える。知的障害者の場合、情報伝達支援（支援者によるかみ砕いた説明など）について明確な位置づけがない。また、行政手続きや契約の際の支援や公共施設の分かりやすい表示やわかりやすい公文書など、知的障害者に対する情報保障が担保されないこと自体が差別であることを明示する必要があると考える。

【大谷委員】

自由権から社会権を含む広い分野を対象とすべきである。

差別の定義を規定する条約２条は「政治的、経済的、社会的、文化的、市民的

その他のいかなる分野」を対象としており、現に、条約はこの総則規定を受けて自由権から社会権を含む第１０条「生命への権利」から第３０条「文化的生活等への参加」に至る各論全てにおいて、差別の禁止を定めている。

日弁連は２００７年３月「障がいを理由とする差別を禁止する法律」法案概要(以下差別禁止法・日弁連案という)を公表したが、個々具体的な適用場面として以下を提案している。最も根幹をなす教育を冒頭に置き、次いで労働、アクセス（建築物の利用、交通機関の利用、情報）、サービス（サービス、医療、不動産）、参政権、司法と整理したものである。

【大濱委員】

■例示の分野が適切だと考える。

【小川委員】

あらゆる分野である。ただその事を前提に、期待される分野として、労働、教育、医療、情報・コミュニケーションなどが想定されよう。

【尾上委員】

地域生活、教育、労働、利用及び移動に関するアクセス、意思疎通・情報伝達移動、サービス、不動産、医療とリハビリテーション、性と生殖、自己決定と法的能力、行政手続と行政サービス司法手続き、政治参加、等の分野における規定が

考えられる。

【勝又委員】

すべての生活分野であり、列挙したことで、そこに含まれない分野を残さないような工夫が必要。

【門川委員】

例として挙げられている生活分野は相互に深い関係をもち、それぞれを別個に取り出して規定することは、法の抜け穴を設けることにもつながりかねず、慎重に検討すべきである。

ここで留意しなければならないのは、個別分野の規定が必要となる場合とは、とりわけ「社会が何もしない」ことが差別となりうる場合だという点である（不作為、放置など）。そうした場合については、差別禁止という法制度だけでは必ずしも対処できないのではないか。むしろ具体的な支援が適切に行われるように（各種福祉法のように）別途の法体系において、支援の実施主体を明記して担保する必要がある。

また、例として挙げられている各分野については、障害者と公的機関との間に何らかの権力関係が生じている（特に、利用、教育、医療など）分野であり、もし仮に規定する場合には、公的機関や公務員（及び支援者など公務員に準じる立場の者）による権力の濫用を禁止する規定とした方が実効性が高いと考える。

【川﨑委員】

精神障がいの場合

地域生活　長期入院の解消、地域生活のための諸条件の整備。

雇用　　短時間労働、休憩の保障、人的支援などの合理的配慮を規定

教育　　不登校時や入院時の学業の保障。

医療　　精神科医療の在り方、他科受診、合併医療の保障など。

情報の提供　　災害時における情報提供

政治　　選挙の機会の保障

【新谷委員】

労働・雇用、教育、医療、性、政治参加、司法、行政サービス、情報・通信、交通、経済・文化サービス。不動産取引など。

【関口委員】

個別分野に関しては、緊急性が認められるものの即時的救済制度（アパート契約拒否等の救済など）を入れ込むべきである。

分野は

地域生活（自己決定、民事契約、住宅の確保、介護保障）

移動

建物

契約

情報保障とコミュニケーション

教育

就労

医療及びリハビリテーション、ハビリテーション

性

政治参加

司法手続

注）リハビリテーションは条約に基づき、リハビリテーション及びハビリテーションとすべきである。

また、司法手続きのみならず、未決・既決を含めた刑事施設処遇・入管施設その他あらゆる拘禁施設についても規定すべきである。

補足意見：私の気になるところは、障害者の生存権を基とした所得保障の問題です。

差別禁止法の個別分野で、「就労」がパッと見、浮いてしまっていて、「働かな

くても文化的生活が保障される」事も「合理的配慮に基づく」とでもしたらよいのでしょうか、強調されたらどうかと思いました。

障害者にとって、必要にして十分な経済生活の保障が無条件に担保されていて欲しいと思います。

【竹下委員】

（１）日弁連試案を参考にすべきである。

（２）本人にとっての安全確保と不利益性が明確な場合には、自己決定権の例外としての支援者（保護者）による代理的決定を認めるべきである。

【土本委員】

権利条約をもとにしたすべて。

『認知・認識・表現・コミュニケーション』の困難を抱えている仲間たちに対する具体的な「合理的配慮」が必要です。

特に「わかりやすい情報」と「経験」できるしくみ。

地域のふくしサービスを増やす。

入所施設をなくす。

【堂本委員】

千葉県の条例では、県民から寄せられた事例を基に、①福祉サービス、②医療、③商品及びサービスの提供、④労働者の雇用、⑤教育、⑥建物等及び公共交通機関、⑦不動産の取引、⑧情報の提供等の８分野における１５の行為を差別と定義している。

内閣府が平成２０年度に実施した「障害者に対する差別事例等の調査研究」の結果を見ると、障害のある人が日ごろから差別に当たると考え人々にしてほしくないと望んでいること、人々に対し配慮や工夫をしてほしいと望んでいることとしては、雇用・就業、福祉、保健・医療の順に多くなっており、これらは特に重要である。ほかにも、教育・育成、建物・公共交通機関、商品サービス提供、政治・行政・司法なども規定すべき分野である。

【中西委員】

障害者が差別を体験してきた分野全てを網羅すべきであり、そのため例示された「自己決定と法的能力、移動、建物、利用、情報保障とコミュニケーション、教育、就労、医療及びリハビリテーション、性、政治参加、司法手続」の各分野は当然規定されるものとする。

「出生」も含めるべきである。

「性」に関しては婚姻、出産も併記する。

「地域生活」は自立生活とする。

虐待に関しても触れておくべきなので、「虐待、放置、金銭的搾取」も規定の対象とする。

「資格の取得」を加える。

「利用」では公共サービスの利用のみでなく、不動産取引、店舗での商品の売買、レストラン等での飲食、ホテル等の宿泊などを含む幅広いものとする。

「政治」関しては「参政権」とする。

【長瀬委員】

上記に加えて、障害者の権利条約の第30条が規定している、文化的な生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加の明記が必要である。観光を含め、こうした分野は軽視されがちだが、生きる上での重要度は決して低くない。他国の障害差別禁止法の先行例でもこうした分野は取り上げられているのを参照すべきである。

【久松委員】

「情報とコミュニケーション」の分野は、「地域生活」「自己決定」のように、今までの福祉施策を根本的に変えなければならない分野であり、きちんと規定していく必要がある。

その他、「アクセス」「財産」「サービス」を追加する。

【松井委員】

生活分野としては、上記に加え、もの（不動産も含む。）とサービスなども規定すべきであろう。また、教育には、大学等の高等教育や専門教育も、そして就労は、雇用・就労を含むものとして明確化しておいたほうがよいと思われる。

【森委員】

教育、就労、建築物の利用、交通機関の利用、情報、医療及びリハビリテーション、サービス、不動産の取得・利用、政治参加、司法手続き等、地域社会の一員として生活する平等の権利性を認め、享受され、社会参加できる社会を目標とする限り、生活の必須要素分野ごとに規定すべきである。また、地域生活、性、自己決定と法的能力、情報保障とコミュニケーション、その他については総則に明記すべきである。

○関係個別立法との関係

１．差別禁止に抵触する立法の改廃についてどう考えるか

【大久保委員】

被後見人への選挙権停止を解決するため、公職選挙法を改正すべきと考える。また、衆参議院選挙においても記号投票を導入する必要があると考える。その際、○印が明瞭に記入されないことも配慮し、併せて補助者の活用も考慮する必要があると考える。

また、被後見人と被保佐人に対する欠格条項を廃止すべく、国家公務員法と地方公務員法を改正すべきと考える。

【大谷委員】

差別禁止に抵触する立法は、差別禁止法の制定と共に改廃されるべきである。

差別禁止法と個別立法の関係性が問題となるが、考え方としては、法律に優先する法規たる条約の主内容を具体化する法律である以上、差別禁止の法規範において差別禁止法が個別立法に優位する準基本法的位置づけになるべきである。そしてこの内容に沿った既存個別法の改廃がなされ、また必要な個別法の新規立法がなされるべきである。なぜなら、個別分野における差別、合理的配慮といった基本的な重要概念について差別禁止法という単独立法による一貫した

理念に基づく定めが必要であると考えられるからである。

例えば、分離教育を前提とした学校教育法の定めは、差別禁止法制定と共にインクルーシブな教育を内容とするものに改正されなければならない。また合理的配慮義務規定は差別禁止法において定められるが、公教育における合理的配慮の具体的中身は、学校教育法において定められるべきものもあると考えられる。

【大濱委員】

■成年被後見人の選挙権と被選挙権や、就学指導による原則分離などについて、権利条約の早期批准のための国内法整備を念頭に、差別禁止法の施行と同時に改廃すべきだと考える。

【小川委員】

差別禁止法に合致しない法律は直ちに改廃されるべきである。障害に基づく差別を完全になくしていくという視点に立ちながら、関係法は適宜改正していくべきである。

【尾上委員】

差別禁止法に抵触する法律の洗い出しと改正は必須であり、差別禁止法の立法作業と同様に重要な作業であると考える。

例えば、最新の調査によれば、443 の法律に、障害者にかかわる欠格条項が存在する。特定の病気や障害についての欠格条項の新設は、2007年以後は見あたらず、1999-2004年当時の見直しで相対的欠格となったものが、ほとんどそのまま、存続している。成年後見の欠格と「心身の故障」などの取得後の欠格は新しい法律に取り入れられ続けている。（別紙資料参照）

こうした状況をみると、差別禁止法に抵触する法律の洗い出しと改正は不可欠である。

韓国では２００７年の障害者差別禁止法の制定以降、抵触法の洗い出しを政府主導の下で進めている。

【勝又委員】

必須であるが、立法の改廃は差別禁止法が施行された後に期限をつけて実施されるべきで、立法の改廃を差別禁止法の施行の前提にすべきではない。

【門川委員】

差別禁止に抵触する場合で容認することが可能でありうる場合とは、「公共の福祉」を理由として「一時的に」基本的人権の享有を 留 保する場合であり、当該「公共の福祉」を優先させることが、長期的に全ての人々の基本的人権の享有を促進する場合に限られると考える。

したがって、「公共の福祉」を理由とせずに差別禁止に抵触する場合には、当然立法（法令）を改廃する必要があり、また、「公共の福祉」を理由とした場合に

も、当該「公共の福祉」の内容を明示し、基本的人権の享有の留保が「一時的」であることを担保するように改廃する必要がある。

【川﨑委員】

保護者制度の撤廃。

障害者雇用促進法において、精神障害者が雇用義務に入っていないなど、あらゆる法律において、障害別にサービスが異なる法律の改正をすること。

精神障害者には福祉法がなく、障害者相談員というピアサポートの制度もない。

【佐藤委員】

権利条約と差別禁止法に抵触・違反する立法を、改廃することが必要である。

１９８７年まで、銭湯は精神障害者の入浴を拒否しなければならないという法律があった。それから２０年後、町の銭湯にまだ「精神病者の方は、法によりお断りします」という看板を出しているところがあった。　いったん作られた欠格条項は、削除されてもなお、このように社会に影響し続ける。　社会参加を阻む欠格条項は早急に削除して、支える制度、合理的配慮をいかに提供できるようにするかを前進させる必要がある。

障害者欠格条項をなくす会の調査によれば、いまなお障害者にかかわる欠格条項が４４３の法律にある。

欠格条項の内容	対象	数	例
資格を認めない・認めないことがある	成年被後見人・被保佐人のみ	128	公務員、馬主
	成年被後見人のみ	18	選挙権・被選挙権
	心身の障害	69	行政書士、通訳案内士

	精神の機能の障害、精神の著しい障害、等	56	船員、狩猟
	視覚・聴覚の機能の障害	27	薬剤師、医師
もっている資格を取り消す・取り消すことがある	「心身の故障」、成年後見人・被保佐人、何らかの障害	344	各種の委員会の委員、法人役員、学校教員
資格や免許に限らない権利の制限	さまざまな権利制限	35	精神病院の入退院の自己決定、遺言の立会人

特定の病気や障害についての欠格条項の新設は、2007年以後は見あたらず、1999-2004年当時の見直しで相対的欠格となったものが、ほとんどそのまま、存続しています。
成年後見の欠格と「心身の故障」などの取得後の欠格は、法律の新設・改定時に、似た法律からコピーされ自動的に追加されて、増加しています。情報元：http://www.dpi-japan.org/friend/restrict/shiryo/data/data2009.html
2009年9-12月の総合調査をもとに計数。複数の分類にあてはまる法令が多いので法律数443とこの表の単純合計は一致しません。

また、内閣府がＪＤＦの協力を得て行ったの 2008年の障害者差別等に関する調査では、制度が使いにくい、格差が大きい、などの意見が多く見られた。十分でない日本の社会権保障の現状の中で、こうした法がどの程度、権利救済において実効性を発揮できるのかが重要で、「制度オンブズマン」等の仕組みを加味し、制度改善のための救済方法を検討すべきである。

【新谷委員】

障害者基本法や障害者差別禁止法に歴然と違反している法令、特に人権侵害に類する法令・欠格条項や障害者福祉サービスに関わる違反法令は速やかに改廃すべきと考えます。また、障害者基本法や障害者差別法に違反していることがすぐには顕在化しない法令も多いと考えますので、障害者基本法や障害者

差別禁止法に個別法への優位性を明記し、違反法令の改廃が迅速・容易に進む仕組みを作り上げることが必要と考えます。

【関口委員】

医療観察法、精神保健福祉法、民法６条―２１条、民法７７０条第１項第４号、医療法施行規則第１０条、民事訴訟法第３１条など、関連法規の改廃は必須である。

とりわけ差別欠格条項、成年後見法、精神保健福祉法および医療観察法の廃止が必要。保護者制度及び特定医制度による移送に関しては即時撤廃を求める。成年後見法および精神保健福祉法の改廃については年度を区切って代替的施策制度の開発と平行して行程表を作って進められるべきである。

精神保健福祉法が自立支援法の成立によって一部改正されたことを考慮すると、自立支援法廃止、総合福祉法成立と同時並行で精神保健福祉法の緊急性の高い撤廃事項は実行されるべきである。

【竹下委員】

（１）特別法としての差別禁止法を制定し、関連法規における改廃を順次行う。その際、差別禁止法の規定中に「この法律に反し、または矛盾する法令、その他

の規定はその効力を停止する」といった規定を設けることが必要である。

（２）第２段階として、関連法規において当該分野ごとに詳細でより具体的な規定を法律、政省令などとして規定する。

【土本委員】

悪い法律はなくす。

【堂本委員】

差別禁止の法制化の検討過程で、既存の関係個別立法との関係を十分調査し、両者の内容の整合を図る必要がある。

【中西委員】

差別禁止に抵触する法律は改廃する。

条約を基盤として国内法を検証した場合、すでにその内容が差別禁止に抵触する法律が存在しているので、それらをできるだけ早期に改廃する。

【長瀬委員】

障害者の権利条約の批准（締結）に向けて、欠格条項の見直しを含め、障害に基づく差別を含む法律全般の見直しが必要である。

【久松委員】

障害者権利条約に基づく法律であり、差別禁止法の制定にあたっては、抵触する法律等も改廃が必要なことは当然と考える。従って、差別禁止法は関連する他の個別法を拘束する権限を持ったものにする必要がある。

例を挙げれば、

・「手話は言語である」ことを定義し、手話の使用の権利を規定すれば、学校教育法施行規則で定める教科に「手話」を位置付ける。

・公務員の採用試験の受験条件に「介助者なしで職務遂行が可能であること。」となっている自治体があり、地方公務員法第19条　「２　人事委員会は、受験者に必要な資格として職務の遂行上必要な最少且つ適当の限度の客観的且つ画一的要件を定めるものとする。」の改廃が必要。

・ 労働者が希望する言語・コミュニケーションによる会議・研修等の保障を図る。（労働契約法、労働基準法）

・ その他、道路交通法、公職選挙法、放送法、著作権法等も見直しが必要である。

【松井委員】

障害者権利条約第4条一般的義務（ｂ）で規定されているように、「障害者に対する差別となる既存の法律、規則・・・などを修正し、又は廃止するためのす

べての適当な措置（立法を含む。）をとる」べきである。

【森委員】

まず包括的立法である障害者差別禁止法を制定した上で、差別禁止法に抵触する既存の法制度等は全て必要な改正または廃止するための適正な措置を行う必要がある。

２．合理的配慮の具体化に向けた改正についてどう考えるか

【大久保委員】

具体的内容について盛り込むことが必要と考える。より実効性を持たせるため、社会的啓発についても積極的に行う必要があることも合わせて明記すべきと考える。

差別禁止法での対応に加え、相談支援などの福祉サービス、行政サービス、教育、雇用、司法などの各分野の個別の法律に知的障害者への情報保障、人的支援など、合理的配慮を明示する必要があると考える。

【大谷委員】

合理的配慮義務規定は、差別禁止法の中でなるべく具体的に入れるべきであ

るが、法律の規定では具体性に限界があるため、より詳しくは規則、そして具体例を盛り込んだわかりやすいガイドラインが必要であると考えられる。これは基本的には、権利規定の形で定める差別禁止法の中、及び差別禁止法から委任された規則やガイドラインで定められるべきであって、個別法やそれに基づく規則、ガイドラインによるべきではない。仮に個別法の中で定める方がふさわしい規定があるとしても、権利規定となるよう定められなければならない。

規則やガイドラインの策定は、後述の「促進」機関が行うべきである。

また、民間事業者が負う合理的配慮義務については、民間事業者の独力で履行するのを期待したのでは「過度な負担」として合理的配慮が遂行されない場合が多いのではないかと危惧される。よって国や自治体による民間事業者に対する補助・助成、情報提供などが非常に重要な役割を持つことになる。民間事業者が合理的配慮義務を速やかに履行することを促進するための公的援助について、制度的に根拠づける法律が必要であると考える。この根拠法は、差別禁止法以外の個別法、例えば雇用促進法などであってもよいと考える。

これまでの業法に基づく国に対する義務と異なって、民間事業者は、障がいのある人に対し義務を負うものであり、障がいのある人は民間事業者に対し権利行使をするものであるが、民間事業者は義務を遂行するために国の援助を受けることができる、という位置づけになる。そして援助を受けられるのに受け

ずに合理的配慮義務違反を構成した場合は、障がいのある人に対する差別となるものである。

【大濱委員】

具体的内容について盛り込むことが必要と考える。より実効性を持たせるため、社会的啓発についても積極的に行う必要があることも合わせて明記すべきと考える。

差別禁止法での対応に加え、相談支援などの福祉サービス、行政サービス、教育、雇用、司法などの各分野の個別の法律に知的障害者への情報保障、人的支援など、合理的配慮を明示する必要があると考える。

【小川委員】

合理的配慮の基本的なあり方について差別禁止法の中により具体的に示していく必要がある。また、政令等で合理的配慮の進め方、手続き等について示していく必要がある。

【尾上委員】

まずは差別禁止法において、各分野における合理的配慮の基本的な内容を規定する必要がある。そして、条例やガイドラインなどでさらに詳細に合理的配慮義務の内容や決定過程等を規定する必要がある。

例えば、都道府県の身体障害者むけ職員採用試験においてさえ、「自力通勤、介助なし職務遂行、活字印刷文対応」といった受験資格のために、受験することからも門前払いされている実態がある。そして試験において必要な配慮、合理的配慮が提供されないために（手話通訳、文字通訳がつかない面接試験など）受験しても合格が見込めない試験が広範囲にある。（別紙資料参照）

こうしたことの是正のためにも必要である。

【勝又委員】

判例による蓄積が必要だが、それには時間も労力もかかる。そこで、相談やあっせんなどの監視行動の中で、事例を蓄積しつつ、行政指導により具体化してはいかがか。

【門川委員】

合理的配慮の具体化は、障害者が「基本的人権の享有を妨げられている状態」を解消するために必要不可欠なものである。

ただし、具体化の方法は、「法令による強制」のみを意味するものではなく、各分野の実情に応じた具体化が必要であって、合理的配慮という概念を各分野において明記すること以上の具体化については、障害者のみならず関係者が議論をする場が必要であり、そうした議論を通じた具体化のみが、実際に差別

禁止を実現するものになりうると考える。

【川﨑委員】

分野別の合理的配慮は規定されるべきで、部会、研究会の設置が必要ではないか。

【佐藤委員】

法律上では「合理的配慮」の言葉を残しつつ、普及パンフレットなどでは「合理的配慮（差別防止措置）」「合理的配慮（平等化配慮）」など、分かりやすい言葉も併用する必要があるのではないか。大事なのは意味が分かることであり、厳密な訳語よりも正確に概念が伝わることであるから。

必要に応じて、国や自治体が事業者に対して合理的配慮を可能とさせる補助を行なえるシステムなどが必要だと考えられる。たとえば、障害者の診療で一般以上に時間がかかる、補助者が必要などの場合があるが、診療報酬上の加算的な措置が必要とされるのではないか。

まず公的機関がきちんと自己点検すべきである。都道府県の身体障害者むけ職員採用試験においてさえ、「自力通勤、介助なし職務遂行、活字印刷文対応」といった受験資格のために、受験することからも門前払いされている実態があ

る。そして試験において必要な配慮、合理的配慮が提供されないために（手話通訳、文字通訳がつかない面接試験など）受験しても合格が見込めない試験が広範囲にある。是正が必要。

【新谷委員】

合理的配慮について、権利条約にあるような原則的な規定を障害者基本法や障害者差別法に明記することは必要と考えます。また、合理的配慮にとって大切なのは、配慮を求め、その配慮が必要であるかどうかを判定し、それを実行に移す、またそのプロセスを記録し、次の事例に適用していく仕組みを構築することだと考えます。具体的には、救済受付・即時救済・調停・仲裁などを行う救済機関の手続き規定を障害者差別禁止法に明記すべきと考えます。

【関口委員】

ガイドラインを作成し、例示を列挙すべきだが、合理的配慮の範囲はあくまでも個別ケースごとに判断されるべきことを明らかにする

この際、簡便な人権119番のようなものを作り、速やかに調整、調停、救済するのが第一段階となる。

【竹下委員】

（１）合理的配慮の内容、基準、考え方を可能な限りで法令において定める。

（２）分野ごとにおける合理的配慮の内容や基準については、政省令及びガイドライン等によって提示することが必要不可欠である。

【土本委員】

必要。

何が「合理的配慮」なのか、わかりづらいのでは意味がない。

仲間たちが、理解できるようにすること。

【堂本委員】

合理的配慮は、例えば、車いす使用者等の移動保障のためのスロープの設置や、視覚障害や聴覚障害のある人に対する情報保障のため、点字、拡大文字、音声コードの添付、手話通訳や要約筆記の配置、補聴援助システムの設置などの配慮をすることなどであるが、障害者権利条約で規定された新しい概念であり、内閣府が平成２１年度に実施した「障害を理由とする差別等に関する意識調査」結果を見ても、国民の認知度は低い。したがって、合理的配慮の内容を具体化し国民に周知することがたいへん重要である。

合理的配慮の内容は、障害の種別や程度又は生活の場面ごとに異なることから、

まずは、差別禁止法で概念を規定することとし、具体的内容は、ある程度時間をかけて検討し指針を定めて国民に周知することが望ましい。その上で国民の理解が得られたものについては、逐次個別の法律に規定することを検討してはどうか。

（参考）

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の解釈指針には、合理的配慮の例として、以下のことを提示している（抜粋）。

福祉サービス	聴覚障害のある人が福祉サービスの内容などを理解しやすいように、筆談を交えて説明すること。
医療	電光掲示板で順番を知らせている医療機関において、視覚障害者に直接声をかけて順番が来たことを知らせること。
商品及びサービスの提供	車いすを利用するお客様のために、商品の陳列方法を工夫したり、店員が陳列棚の高い位置にある商品を手渡すこと。
労働者の雇用	車いすを利用する従業員のために、車いすが入る机を用意することなど、障害特性に応じた職場環境づくりをすること。
教育	障害特性に応じた教材を用意すること。
建物等公共交通機関	移動経路で高低差のある場所にスロープや手すり等を整備すること。

不動産の取引	重要事項の説明に当たり、聴覚障害者のために筆記等による丁寧な説明を行うこと。
情報の提供等	知的障害のある人が理解しやすいように、資料に写真やふりがなを入れること。

【中西委員】

「合理的配慮」は差別禁止の一基準である。同時にそれを拒否することは差別であると規定することにより、使用者に対する義務であることを明記しなければならない。合理的配慮の拒否により何らかの差別が生じていることに対して救済を図っていくことも必要である。

そのための具体的事例と改善法の提示は、合理的配慮の法制化にとって不可欠である。そして、適切な対応を実施できるようにする仕組みをつくることが必要である。

【長瀬委員】

合理的配慮の欠如を差別として位置づけ、新たな障害差別禁止法で原則として包括的に取り扱うべきである。

その際には、すでに先行して検討を進めてきた雇用分野（厚生労働省労働政策審議会障害者雇用部会）での成果を、本推進会議での新たな議論を基に、

可能な限り活かす方向で検討する。

合理的配慮の全般的義務付けにおいては適切な範囲での財政面の公的支援策の導入も検討すべきである。

【久松委員】

「情報・コミュニケーション」分野の合理的配慮としては、下記の内容を元に検討を進めて頂きたい。

・言語としての手話の研究と普及を促進すること。

・手話通訳者の養成と有資格者の確保、配置を進めること。

・国として、手話・手話通訳等の研究・研修機関を設置すること。

具体的に言うと、

①自治体による手話通訳者設置事業の実施が進まない現状の問題点を解決するために、自治体の役所に手話通訳士（者）有資格者の配置基準を明示すること。

②相談支援における手話コミュニケーション対応機能の強化が進まない現状の問題点を解決するために、聴覚障害者情報提供施設や生活・相談支援センターに十分な手話コミュニケーションにより対応できる職員の配置基準を明示すること。

③雇用場面・職場定着支援における情報とコミュニケーション保障が進まない

現状の問題点を解決するために、ハローワークに十分な手話コミュニケーションにより対応できる職員の配置基準を明示すること。

【松井委員】

合理的配慮の具体化には、障害者基本法の改正だけでは十分ではない。障害者権利条約第27条労働及び雇用1項（i）で求められる「職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること」については、障害者雇用促進法の改正が必要である。

なお、厚労省では、それに関連して、一昨年から昨年にかけて「障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」（その「中間のまとめ」が公表されている。）で、そして昨秋からは労働政策審議会障害者雇用分科会で検討がなされていることから、そうした議論を十分踏まえた改正のあり方が検討されてしかるべきである。

【森委員】

障害者権利条約第2条で規定され、同条約で重要な事項である合理的配慮については、生活に必要な各分野の指標で具体的に明示することが必要である。すなわち、障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有しまたは行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整を

行うことを明示すべきと考える。そして、個別分野における合理的配慮については具体的に整理し明記する必要性があることからも、別に障害者権利委員会（仮称）を置いて規則等定めることも必要と考える。

○救済機関

１．行政救済機関の設置についてどう考えるか

【大久保委員】

現状の人権擁護センターなどが十分に機能しているとは思えない。一定の権利行使が伴うことから公的機関であるとともに、行政から独立したものとする必要がある。

既存機関に内部機関を新たに設けるようなものではなく、真に実効性を持たせられる機関とする必要があり、設置は、県ないし福祉圏域が適当と考える。ただし、救済に向けたきめ細かい対応ができるような工夫が必要と考える。

【大谷委員】

障がいのある人の真の人権救済のためには、まずはパリ原則に則った、政府から独立した人権救済機関が必要である。このような人権救済機関においては、障がい専門部門が設けられ、障がい当事者が過半数を占める専門スタッフによる運用がなされなければならない。また権利条約の批准に向けて、障がい分野を扱う人権救済機関を他分野に先行して創設することも検討されるべきである。

権利条約で求められている機能は「促進」「保護」「監視」の３つである。人権

救済機関は「保護」機関であり、個別の申立に基づき、あるいは職権により、差別や人権侵害の事例について調査を行い、必要な勧告等を行う機関となる。

「促進」とは、障がい当事者の権利擁護を支援し（相談受付と情報提供やケースワーク）、差別禁止法等の権利保障立法の広報啓発を行い、差別禁止法から授権されて規則を制定し、諸立法をわかりやすく解説したガイドラインを作り、ホームページやパンフレット頒布等の手段により、法の精神と具体的適用を社会に広く知らしめる機能を指すと考えられる。

「監視」とは、政府が権利条約に従った施策を推進する状況を監視し、必要に応じて実態調査等を行い、政府に勧告、法案の答申・提起等を行っていく機能であると考えられる。

この「促進」と「監視」の機能については、政府から独立した機関である「障がいのある人の権利委員会（仮称）」を創設して、そこに担わせるべきである。そしてこの権利委員会の構成員は、過半数が障がいのある人でなければならないものとして、当事者抜きに当事者のことを決めない理念を貫くと共に、活動の専門性を保障するべきである。

「保護」の機能については、最も強い権限行使が期待されるのは上記人権救済機関であるが、当事者がより気軽に利用できる問題解決機関があることが望ま

しい。人権救済機関だと都道府県に１箇所がせいぜいということになるだろうが、これでは利用しにくい。そこでより柔軟で迅速な解決が望める苦情処理手続が整備される必要がある。

イギリスでは、権利委員会から委託された民間調停機関や、準司法機関である雇用審判所、特別教育ニーズ障がい審判所などがこうした機能を持つ。

日本でも、分野によっては行政救済機関の新規創設が検討されるべきである。

例えば雇用の分野では日本でも労働審判が制度化されているが、障がい差別を扱う専門部門を設けるなどして、障がいについて知見を持つ専門家による問題解決が行われることが望ましい。労働局紛争調整委員会などの行政救済機関においても、障がい差別の専門部を設けるか、最低でも障がい差別を扱う専門スタッフを揃えることが必要である。

【大濱委員】

■司法救済よりも障害者の負担が少ない調停、仲裁、勧告、是正命令などのため、政府から独立した機関を設けるべきだと考える。

■救済機関の構成員は、過半数を障害者とするべきだと考える。

【小川委員】

（１）必要性

ある。政府から独立した機関としての救済機関が求められる。

（２）地域との関係

差別禁止について、地域社会にもその考え方を広げていく必要があると共に、日常的に起きている差別に対応していくため、自治体レベルにおいての救済機関の設置が望まれる。

【尾上委員】

（１）必要性

救済機関としては、いわゆるパリ原則に基いた人権救済機関が必要になるが、さしあたっては、差別禁止法の救済機関として「障害者権利委員会」を内閣府の外局に設置すべきである。

その所掌事務としては、障害に基づく差別の解消に関する指針（ガイドライン）等の策定及び改定に関する事、障害に基づく差別による被害の救済及び予防に関する事項、障害に基づく差別の実態調査に関する事項、障害に基づく差別及び差別助長の防止のための人権啓発と広報に関する事項、障害をもつ人の差別の撤廃と権利に関する国際的又は国内の実施状況に関する情報の収集及び公開に関する事項、この法律の実施状況についての監視（モニタリング）に関する

事項規則の制定、その他、権利委員会の任務を達成するための必要な事項が考えられる。そして、委員長及び委員のうち障害をもつ人の数が半数以下とならないようにすべきである。

（２）地域との関係

設置される救済機関については、地方･地域での救済のための地域組織も必要になると考える。

【勝又委員】

必要

基礎自治体になるべく近いところに設置するべきだが、行政費用との関係で工夫が必要。

【門川委員】

行政救済機関は一定程度必要であると考えるが、行政による「救済活動」の透明性が確保されることが大前提となる。

行政救済機関の権限が強くなるほど、「差別事案」とされた個別ケースについて、被差別者に対しても差別者に対しても、権力が大きく介入することになり、行政救済機関による重大な基本的人権の侵害が発生する危険性が高まることに、十分に留意すべきであると考える。

そのため、行政救済機関を設置する場合には、行政救済機関による権力の濫用を禁止し、濫用した場合についての罰則規定を設ける必要がある。

障害者に対する差別は私的関係でも起きているが、それ以上に重大なのは公的関係における差別であり、行政救済機関を設置する場合には、公的関係における差別を禁止することをその主たる任務とすべきであって（そのような差別だけでもかなり広範に存在する）、私的関係に過度に介入するものにならないようにするべきであると考える。

【川﨑委員】

第三者機関の設置が必要である。

【佐藤委員】

下記の、日本障害者協議会の「高藤試案：障害をもつ人権利擁護基本法要綱案」（２００３．６．１）では、都道府県レベルと市町村レベルに権利擁護委員会をもうけ、都道府県の権利擁護委員会には「差別排除措置」の指示を市町村長等に出す権限を与えている。地域できめ細かい相談、調査、監視、通報などの機能を持つ市町村の権利擁護委員会と相まって、都道府県の委員会が重要な判断・決定を行うこの２段階のシステムがよいと思われる。

第四章　障害をもつ人権利擁護委員会

第二一条（障害をもつ人権利擁護委員会の設置）

１　都道府県に、都道府県障害者権利擁護委員会（以下、「都道府県委員会」という。）を置く。

２　市町村に、市町村障害者権利擁護委員会（以下、「市町村委員会」という。）を置く。

第二二条（都道府県委員会の構成）

１　都道府県委員会は、障害をもつ人利益代表者２人、弁護士２人、医療、福祉、教育に関する学識経験者５人、家庭裁判所調査官１人、医師１人によって構成される。

２　都道府県委員会の委員は、都道府県知事が、関係団体から推薦を受けた者の中から、議会の同意を得て任命する。

３　都道府県委員会の委員長は、委員の互選によって決定する。

４　都道府県委員会に事務局を設置し、専任職員を配置する。

５　都道府県委員会の経費は、都道府県が支弁する。

第二三条（都道府県委員会の職務と権限）

１　当該都道府県内の障害をもつ人の差別を排除するために必要な調査および監視を行うこと。

２　前項の調査および監視により、または市町村委員会からの通報があった場合において、障害をもつ人が差別され、またはそのおそれがあると認めた時、その状況を排除するために必要な措置を決定（以下差別排除措置決定）という。）すること。

３　前項の差別排除措置決定を行った場合には、それを実行するため、必要に応じ、都道府県知事、当該都道府県内にある関係行政機関、市町村長又は市町村委員会にその決定を通告し、その決定を実施すべきことを指示すること。この場合においては、その通告または指示を行った後一定期間経過後、当該差別排除措置決定の実施経過について評価を行い、必要な措置をとるものとする。

４　前三項の職務を行うために必要がある時は、専門分科会を設置するものとする。

５　市区町村委員会に対し、第１項の調査、監視の職務を実行するために必要な協力を求めること。

第二四条（都道府県委員会の決定、指示の効力）

１　前条第３項の規定により都道府県委員会から差別排除措置決定の通告及び指示を受けた都道府県知事、関係行政機関、市町村長、市町村委員会は、その指示に従わなければならない。

第二五条（市町村委員会の構成）

１　市町村委員会は、障害者利益代表２人、医療、福祉、教育の学識経験者５人、民生委員１人、児童委員１人、障害者施設関係者１人によって構成される。

２　市町村委員会の経費は、市町村が支弁する。

３　３－２）．３）．４）．は、市町村委員会に準用する。

第二六条（市町村委員会の職務と権限）

１　障害をもつ人の差別排除に関する相談に応ずること。

２　障害をもつ人の差別排除に関し、一般市民、公共機関に対し、啓蒙活動を行うこと。

３　当該市町村の区域において、障害をもつ人の差別を排除するために必要な調査及び監視を

行うこと。

４　前項の調査及び監視により、又は関係者からの通報により、障害をもつ人が差別されており、又はそのおそれがあると認めた時は、ただちにその事実を都道府県委員会に通報すること。

５　前項に規定するもののほか、当該市町村の区域内における障害をもつ人の差別排除に関する重要な事実その他の情報を、都道府県委員会に通報すること。

６　当該市町村の区域内に居住する障害をもつ人に関し、都道府県委員会の差別排除措置決定の通告および指示を受けた時は、その指示に従い、財産管理、法律行為（訴訟行為を含む。）その他の適当な措置により、当該決定を実施すること。

第二七条（市町村委員会の指示の効力）

前条第６項の規定により市町村委員会が差別排除借置命令を実施するために必要な指示を行った場合には、市町村長、当該市町村内の関係行政機関、およびその市町村の住民は、これに従わなければならない。

第二八条（国の補助）

国は、都道府県又は市町村が支弁した費用の一部を捕助するものとする。

【新谷委員】

救済機関といった大げさな機関ではなく、自治体の障害者福祉課などの行政窓口での一次対応は非常に大切と考えます。行政から独立した救済機関（権利委員会？）設置を障害者差別禁止法に規定することは必要です。また、独立した救済機関は、市町村、都道府県、国レベルにそれぞれ設置すべきと考えます。

【関口委員】

行政救済機関に限らず、あらゆる救済機関が必要だが、原則として、国内人権機関に一本化する方向で。

国内人権機関設置法における国内人権機関に窓口は一本化し、複合差別

（障害者で女性で、外国人などの訴えをたらいまわしされない仕組みが必要。

窓口については障害当事者も配置するべき

【竹下委員】

（１）救済機関としての第三者性及び独自性のある「人権救済委員会」を設置する。委員会は中央及び都道府県委員会として設置し、迅速な救済と全国的に平準化された基準を中央委員会において行う。

（２）救済委員会は、差別禁止法の普及啓発の用務をも行い、事業所や行政からの相談をも受け付ける機関として位置づける。

【堂本委員】

障害のある人に対する差別や権利侵害があったときに、裁判外の紛争処理の仕組みとして、簡単に救済の申立てができ、迅速に調停・仲裁などを行えるよう、障害のある人の問題についての専門性を有し、公平中立性が確保された救済機関を創設することが重要である。

(参考)

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例では、差別があった場合には、民間の地域相談員や県の専門職員である広域専門指導員が相談に応じるとともに、知事の附属機関として、障害のある人、事

業者、学識経験者等２０人で構成される「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」を設置し、助言・あっせんを行うことができることとしている。

【中西委員】

行政の機関であるより、第3者による独立機関として存在することとする。また、地方公共団体を一つの単位として設置し、障害者を中心に構成されるものとする。

その機能は

① 申立に基づく立ち入りも含めた調査を実施する。

② 個々のケースの緊急性や重大性に応じて、是正命令、警告、勧告、要望、公表など方法を講じる。その際必要であれば、被害者を緊急一時保護する。

③ 差別の実態を調査し、構造的な差別に関しては、勧告ないし、是正命令を行う。

④ 根本的な救済にとって必要であるならば訴訟を起こすか、もしくは被害者が起こした訴訟に参加することが出来る。

⑤ 諸施策の差別をなくすための策定し、その実施を統括する

⑥ 権利擁護に関する情報を提供し、権利擁護に関する啓発活動を推進する。

【長瀬委員】

必須である。障害差別禁止法により、障害者が過半数を占める新たな行政救済機関（障害者権利委員会）を内閣府に設置すべきである。

【久松委員】

「障害者の権利擁護委員会」を設け、半数を障害当事者とし、弁護士等の学識経験者による権限を持った救済機関の設置が必要である。内閣府及び都道府県において設置するか、行政から独立した設置にするかは検討項目としたい。

【松井委員】

差別に関する苦情申立の受付と、その救済に迅速かつ柔軟に対応できるようにするには、行政救済機関の設置が必要かつ有効であることは、すでに障害者差別禁止法をもつ米国や英国などの経験などからも明らかである。この行政救済機関は、内閣府の外部組織として設置されることが望まれる。

【森委員】

人権擁護委員会が法務省の管轄で設置されているが、それとは別に内閣府に障害者権利委員会（仮称）を設置し、権利救済の機能と役割を十分担いうるものとする必要がある。また、本委員会には事務局を置き、その地方機関として都道府県・政令指定都市には地方事務所を設置することも必要と考える。

２．人権擁護法案との関係についてどう考えるか

【大久保委員】

障害者を取り巻く環境を考慮し、障害者に特化した法および制度を設け、一般の人権擁護機関とは別に救済等の機関をつくる必要があると考える。

人権擁護法案をめぐる諸議論に拘わらず、障害者に係る救済機関の議論を進めていくことが必要と考える。

【大谷委員】

上記のとおり、廃案となった人権擁護法案はそもそも政府からの独立性等の問題が多々あるため見直されるべきであるが、今後新たな人権擁護法案が作られるとすると、パリ原則に則った人権救済機関を創設する法案となるべきである。また、権利条約の批准に向けて、まずは障がい分野だけを扱う人権救済機関を創設することも検討されるべきことは前記のとおりである。

【大濱委員】

■たしかに障害者差別禁止を一般的な人権擁護に統合することは意義のあることだと考える。しかし、差別的言動等ではなく差別的取扱いに主眼を置いている点や合理的配慮など、障害者差別禁止と人権擁護が想定している差別の範囲

は必ずしも一致していない。また、障害者差別禁止法に基づく救済機関の構成員の過半数を障害者とするならば、人権擁護法案に基づく人権委員会などではこの要件を確保できない。よって、当面は人権擁護法案とは別に障害者差別禁止法案の検討を進めるべきだと考える。

【小川委員】

包括的な人権擁護法案も必要かもしれないが、「条約」による障害に基づく差別、すなわち直接差別のみならず、間接的差別や合理的配慮の欠如などを含む新しい概念による差別の禁止が喫緊に必要とされており障害者差別禁止法制は、別個設けられるべきである。

【尾上委員】

早急に整理すべき課題である。現政権が人権救済機関設置を方針として掲げており、議論の進展が望まれるところである。しかしここで大切なのは、障害者の差別について、権利条約等の規定する差別の３類型にもとづいた個別分野での差別事例への対応を行うことが可能な組織体形が必要であるという点である。人選や組織体制等、今までの人権擁護法の議論に束縛されない新たな議論が必要であると考える。

【勝又委員】

人権擁護法案の下にあるべき関係。

【門川委員】

既に提起されている人権擁護法案については、表現の自由を過度に禁止するなどの問題点も指摘されており論争的であるため、既存の人権擁護法案とはひとまず切り離して、障害者の差別禁止を議論する必要がある。

その上で、人権擁護法案とは別に、公的機関による私人の差別的な取り扱いを禁止することを中心とした差別禁止基本法を構想すべきであると考える。

【佐藤委員】

包括的な人権擁護法も必要であるが、日本においては障害に基づく差別は他の分野の差別より固有性が強く、障害者差別を差別と思っていない人も多い現状があり、また間接差別や合理的配慮など特徴的な概念もある。障害者権利条約の考え方に基づく障害者差別禁止法が必要だと考える。

【新谷委員】

救済機関の問題に関連しますが、人権擁護の法定化とそれに基づく人権機関の設置は必要と考えます。人権機関の役割は障害分野に限定されませんので、

人権擁護法案・人権機関に障害分野の特殊性をどのように反映させるかが課題になると考えます。

【関口委員】

人権擁護法案は否定されるべきであり、あくまでパリ原則に基づいた政府から独立した機関を置き、そこに障害分野の機関もおき、窓口一本化と地方での委員会も設置すべき

窓口については障害当事者も配置するべき

【竹下委員】

人権擁護法案が速やかに制定される場合は、その機能の一部として差別禁止法に基づく救済手続をも担当することが望ましい。

【堂本委員】

現時点では、法案の内容が明確になっていないので、法案の骨子が明らかになった段階で、差別禁止法の救済機関との関係を整理する必要がある。

【中西委員】

国際人権条約の自由権規約と社会権規約は、障害者を含むすべての人の人権を保障するための条約であることから、障害者の権利を別途保障するための

条約は必要でないとされてきた歴史的経緯がある。しかし現実には、障害者、女性、子供といった個別分野に関わる条約の必要性が認められた。このような経緯を分析したうえで、人権擁護法律案への対応を検討することが必要である。

【長瀬委員】

新たな障害差別禁止法のもとでの独自の行政救済機関の設置を行うべきである。ただし、人権擁護法案の動向を見守り、必要に応じた連携を検討すべきである。

【久松委員】

人権擁護法と障害者差別禁止法の制定は、それぞれ個別に考え、あくまでも「障害者」に限った範囲での障害者差別禁止法を制定していくべきである。

【松井委員】

前述したように、障害者だけでなく、女性、こども、外国人などの社会的マイノリティ・グループに属する人びとなども同様に差別などの人権上の問題に直面していることから、障害者差別禁止法にあわせ、あるいはそれに先行して包括的な人権擁護法の制定が必要と思われる。人権擁護法ができ、それに基づいて人権委員会が設置されれば、その一部門として障害者権利委員会を設置するのが、現実的であろう。

【森委員】

人権擁護法案は、その対象が広範囲にわたり、また言論・表現の自由との関係性、恣意的運用の可能性等において、さまざまな意見があること等、対象範囲の広さのために実効性を失うと考えられる側面がある。また、人権擁護法案の人権委員会は、法務省の外局に設置されるものであり、障害者差別禁止法との一本化は基本的にできないものと考える。但し、両法案の規定内容等については、慎重に検討する必要があると考える。

○相談支援機関

１．相談者の立場に立った支援のあり方と支援機関についてどう考えるか

【大久保委員】

虐待防止法における相談支援機関の位置づけと同様、多くの知的障害者が抱える複合的かつ困難な問題（家族の状況や経済的状況など）も含めた生活環境などを勘案し、生活を支援できるような態勢を整備する必要があると考える。

【大谷委員】

障がいといっても種別や程度、個々のニーズは様々であるから、相談者の立場に立った支援を実現するには、相当な専門的知識・経験が必要となる。

千葉県にある中核地域生活支援センターのような相談支援機関を各地で充実させる必要がある。また支援員の専門化を進めるべく、教育・研修制度が確立されなければならない。

上記権利条約に基づく「促進」機関である障がいのある人の権利委員会（仮称）も相談支援活動を行うものであり、国の機関と自治体の機関がうまく役割分担しながら権利擁護を進めていくべきである。

児童虐待について児童相談所と子ども家庭支援センターが役割分担をしながら虐待防止を進めているのが参考になる。ＤＶ防止法においても法に基づく

配偶者暴力相談支援センターが各都道府県に最低１箇所置かれると共に、平成１９年改正で市町村のセンター設置が努力義務とされている。

きめ細やかな支援を行うためには自治体レベルの制度創設が必須であるが、かといって自治体任せにしていては地域格差が生じることもまた必至である。よって国の機関が各都道府県に存在し、地域格差を埋めながら全国の権利擁護のベースを積み上げていく必要があるものと考えられる。

既存の相談支援機関との関係が問題となるが、既存機関の拡充と新規創設のいずれの場合も、障がいのある人が、相談窓口を選ぶのに困ることがないよう、ワンストップサービスになるような総合的な制度設計が必要である。

また障がい当事者が相談を受けるピアカウンセリング方式の相談業務の導入も検討されるべきである。

【大濱委員】

■団体の長と意思決定機関の過半数を障害当事者が占める団体によって支援を行うのが良いと考える。

■支援団体は、市町村ごとに設置、もしくは複数の市町村による共同設置とするのが良いと考える。

【小川委員】

救済機関との整理が今後必要とされるが、障害のある当事者が中心となった相談支援が行われる体制が求められる。

【尾上委員】

差別問題を解決するためには、既存の人権擁護機関は役に立っていないのが現状である。この理由の一つとして、権限の問題もあるが、本人の立場に立った仲裁等がされていないという点にある。人権の基準に基いて、本人の立場に立った相談体制を構築すべきである。これを、今後設置される救済機関の業務として位置づけるのか、議論が必要なところである。

【勝又委員】

当事者のエンパワメントが必要であるが、ピアカウンセラーなどの当事者を積極的に相談者に採用する支援機関を整備する必要があると思う。

【門川委員】

差別とは抽象的に生じるのではなく、個別具体的な人間関係（あるいは公的機関と私人との関係）における行為によって生じるものであり、そもそも、障害者が関わるあらゆる機関が相談支援機関として機能すべきであって、差別禁止のために相談支援機関を設置する場合には、「窓口が増える」だけとならな

いよう、一定程度、救済機関としての機能を有するように留意すべきであると考える。

【川﨑委員】

障がい者の権利擁護の視点に立った、相談支援の専門家を養成する。

差別の問題に関し、真摯に向き合う相談支援機関が必要。

当事者、家族の参画も必要か。

【佐藤委員】

相談機関、支援機関は重層的多面的に構想されることが望ましい。公的機関も行うし、ＮＰＯ等も関わり、障害者団体や家族団体なども独自に行うなど。

【新谷委員】

基礎自治体段階での相談支援機関の設置が必要と考えます。東京都の聴覚障害者の場合、区市等基礎自治体での相談支援機関の整備を図ることなく、以前にあった都レベルの相談支援機関が廃止されています。また、聴覚障害の場合、聞こえなくなったときにはまず耳鼻咽喉科に行きますが、そこで回復の見込みがないと診断されると、医療機関からは見放されます。補聴器販売店に行ったり、当事者団体に相談に行ったりすることが聞こえなくなった人の自己解決に委ねられています。突然聞こえなくなって心理的に動揺している人に自己解決

を強いることは、実質的な相談拒否です。医療機関、聴覚言語士、ソーシャルワーカー、補聴器技能者、当事者団体などの参画した地域での相談支援ネットワークの構築が必要です。

【関口委員】

一定の権限を持つ、アドボケイト（支援者）を法に位置づけて導入すべき。

障害当事者団体がアドボケイトへの関係者の苦情を受けた場合、所要の是正措置をとる事が出来るものとする。

また団体訴権も障害当事者団体に認めるべきである。

【竹下委員】

人権救済委員会に相談部門を設置し、障害のある人による相談・支援が行われるようにすることが望ましい。

【土本委員】

仲間たちの差別に怒りをもって一緒に考えてくれる「人権」意識のある人たち。「お金がもらえるからやる」ではダメ。

【堂本委員】

相談支援機関は、障害のある人が差別や権利侵害を受けたときに、身近な地域

で気軽に相談でき苦情を訴えられる窓口が必要である。

千葉県では、個別事案解決のための仕組みを検討した結果、まず身近な相談窓口で関係者間の調整等を図り、より専門的な対応が必要な場合に県に設置する委員会が助言・あっせんをするという仕組みを採用した（下図参照）。

身近な相談員として、６３０人を超える地域相談員を委嘱するとともに、１６箇所に障害者差別に関する相談窓口を設置し、相談活動の調整役として広域専門指導員を配置している（広域専門指導員は、障害に対する十分な理解を有する者であることが必要であることから、社会福祉士など障害のある人の支援に長年携わってきた者等を任命することとしている。）。

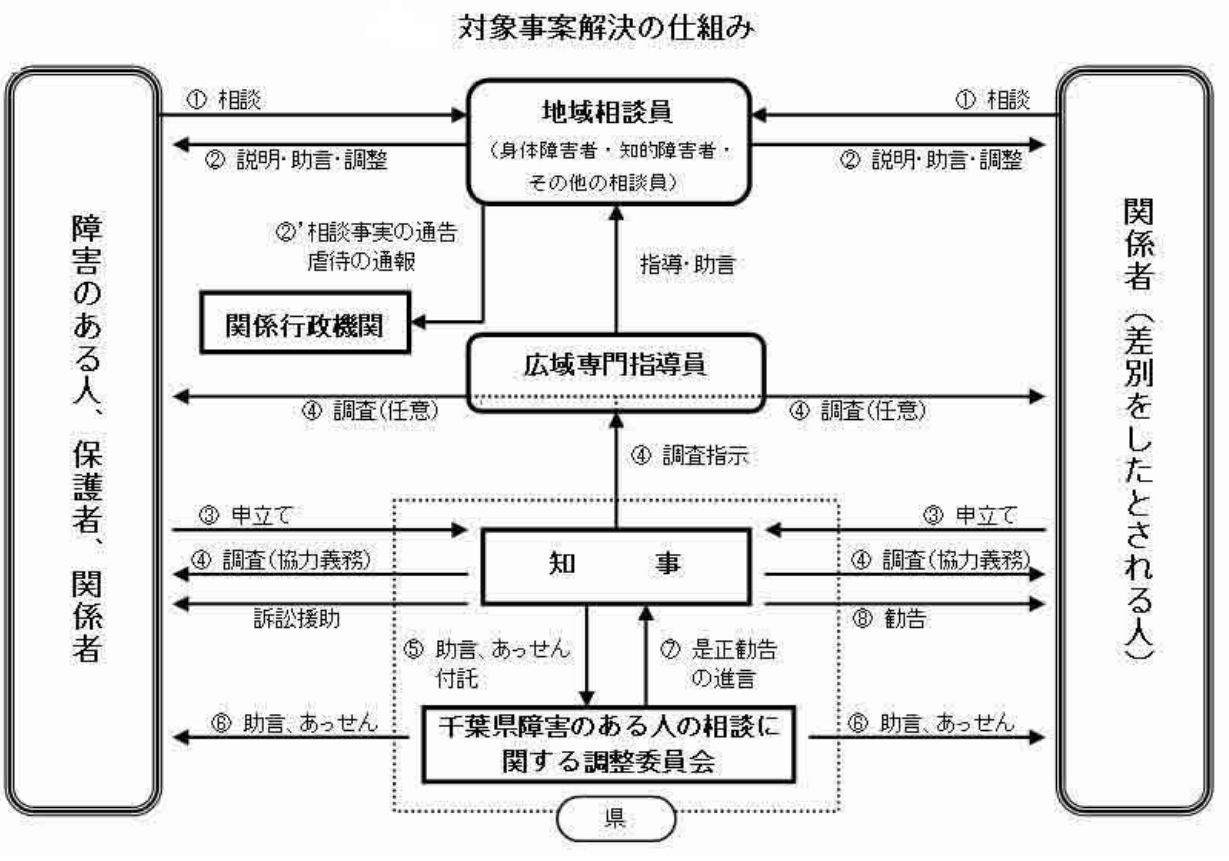

【中西委員】

支援機関は障害をもつ人の立場に立ち、相談を受け、必要に応じて代理人として、任意の交渉や行政救済手続、司法手続により問題を解決する機能を明確化するために「障害者権利擁護センター」として位置付ける。

障害者権利擁護センターは各都道府県に一つの割合で開設され、その資質を有する団体が委託され運営するものとする。またそこには、障害をもつ人および社会モデルの概念の理解がある専門家が複数職員として配置されるよう、予算が割り当てられなければならない。

各相談員および支援機関は、その取り組みに関して定期的に評価を受けるような評価システムを導入する。

ピアカウンセラー、ピアサポーターはすでに①権利擁護、権利意識の確立、②自己信頼や自信の回復、③地域生活に必要な情報の収集、④自立生活全般に必要な精神的、物理的技能の各分野での支援を行う訓練を受けている。支援機関で彼らを有効なリソースとして活用すべきである。

【長瀬委員】

都道府県と政令市ごとに、障害者の相談を受ける機関を設置するものとする。その理事会の過半数は障害者とするほか、職員採用に当たっても障害者が不利

にならないように配慮するものとする。

【久松委員】

不当な差別や取り扱いで不利な立場にいる障害者は障害者の数と同じと言ってもよいのではないか。適切な相談機関や支援機関を保障することが法施行の前提である。行政から独立した機関とするかについては障害を持つ市民が利用しやすい場となるかどうかで検討していく必要がある。

また、障害種別に応じたきめ細かい相談・支援体制が必要である。例えば、現行の聴覚障害者情報提供施設、視覚障害者情報提供施設等を人権擁護機能を付加した総合的な機関として各関係機関（例、救済機関）との連携強化を図ることができるよう整備する必要がある。

【松井委員】

障害者が合理的配慮の否定も含め、職場において不利な取り扱いやハラスメントを受けた場合の相談支援機関としては、①職場内での支援の仕組みと、②職場外の支援の仕組みが考えられる。

① については、障害者雇用促進法第79条で 5人以上の障害者を雇用する事業主は、「障害者職業生活相談員」の配置が義務づけられているが、同相談員は、どちらかといえば、企業サイドから障害従業員の支援を意図したもので、か

ならずしも障害従業員の立場に立ち、その権利を擁護することを意図したものではない。ドイツの社会法典第 9編「障害者のリハビリテーションと参加」（第45条および 96条）に基づいて制度化された重度障害者のための利益代表が参考となろう。この利益代表は、障害従業員による選挙で選ばれ、労働条件や労働環境などの改善について企業サイドと交渉する権限を与えられている。

② のひとつとしては、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、都道府県労働局長による助言・指導の詩度と紛争調整委員会によるあっせん制度が設けられている。このあっせん制度を権利救済のための一手段として利用することも可能と思われる。事件ごとに 3名のあっせん委員が任命されるが、障害者の権利救済にかかる事件については、同委員会が障害者の立場にたったあっせんを行えるよう、その委員のひとりとして障害団体の代表などをくわえることがルール化されてよい。

【森委員】

相談支援機関の設置は大変重要なものであり、どのような機関で行うかが、法を実効性のあるものにできる大きなポイントとなる。そのため、同法の適正な実施を任務とする機関、例えば障害者権利委員会（仮称）の業務とすべきと考えるとともに、相談支援機関においては、ピアサポートが大きな役割を担うと考え

られることから、障害当事者（団体）が大きく関わる必要があると考える。

○その他

【大久保委員】

「差別禁止法」の名称については、今後検討する必要があると考える。

機会均等のため、また、被害者を保護する法というだけではなく、障害のある人も主体的に地域社会で共に生きることを後押しするための法という視点を含めた名称にする必要があるのではないかと考える。（「差別禁止」名称は、障害者を「被害者」として強調している印象を受けるのではないか。）

【大濱委員】

■地域生活について、差別禁止規定のほか、障害者の権利規定として以下の事項を書き込むべきだと考える。

▼どこで誰と生活するか（アパートで 1 人暮らしするのか、家族と同居するのか、施設入所なのか、など）を選択する権利を有すること

▼前項の権利を確保するために、パーソナル・アシスタンスを含む地域支援サービスを受けられる（24時間など長時間の介護が必要な場合などであっても必要な介護をすべて受けられる）権利を有すること

▼障害者が希望しないサービスの利用を強要されない権利（たとえば訪問系サービスの利用を希望しているのに、通所施設、短期入所、ケアホームなどの利用

を強要されない権利）を有すること

【小川委員】

①手話の言語化

「条約」に基づき、手話を言語と位置づけることが求められる。教育や社会活動の様々な場面において手話を使用する権利を認める必要がある。

②コミュニケーション保障の明文化

手話、指文字、点字、触手話、指点字、要約筆記、筆記、手のひら書き、身振り、物のサイン等のさまざまなコミュニケーション手段があるが、これらのコミュニケーション保障を明文化すべきである。

③強制医療の禁止

強制医療は基本的に禁止されるべきである。

④挙証責任について

民法上の損害賠償請求は、被害の存在の証明を原告が行わなければならないが、差別行為を証明するのは現実的に非常に困難な場合が多い。差別行為を是正し、無くすという差別禁止法の目的の達成が難しい。当該行為が、障害を理由にした差別ではない、或いは正当な事由がある、もしくは、合理的配慮を行わない場合に過重な負担があるなどの挙証は、差別行為を受けたと主張する

者の相手方がこれをしなければならないとすべきである。

【尾上委員】

（１）法の適用範囲

差別禁止法は「障害に基く」差別を禁止する法律であり、適用範囲については、「全ての障害者」のみならず、過去に障害をもつという経歴を持つ者、障害があると看做され差別を受けた者、顔面の変形等から社会参加を妨げられている者も含めるべきである。また、障害者の関係者も適用されるべき、と考える。

（２）挙証責任について

現行民法上の損害賠償請求は、被害の存在の証明を原告が行わなければならないが、差別行為について、その存在を証明するのは現実的に非常に困難な場合が多く、差別行為を是正し、無くすという差別禁止法の目的の達成が難しい。

差別行為が、障害を理由にした差別ではない、或いは正当な事由がある、もしくは、合理的配慮の欠如において、不釣合いな又は過重な負担をともなうものであることに関する主張の挙証は、差別行為を受けたと主張する者の相手方がこれをしなければならないとすべきである。

【門川委員】

法令上の差別ともいうべき、欠格条項及び差別的条項の撤廃を目指すべきで

ある。障害者に関わる欠格条項がある現行法制度について、国内法が障害者権利条約に違反・抵触しないよう、改正・廃止すべきであり、これは差別禁止法制定の取り組みと運動すべきである。

【関口委員】

たとえば障害者が生活保護受給中であると、たとえば自立支援法について不服申し立てすると生活保護のほうから嫌がらせを受けたりする。また精神病院や施設入所者が差別を訴えることは非常に困難なので、団体訴権を差別禁止法に入れることは不可欠。

資料１

【竹下委員】

障害を理由とする差別禁止法を特別立法として制定することなく、分野ごとに差別禁止規定を設けることは絶対に避けるべきである。その理由は以下のとおりである。

（１）各規定ごとに解釈運用上のずれが生ずることは避けるべきである。

（２）谷間や隙間ができる事態は不完全な立法であって、絶対に避けるべきである。

【堂本委員】

1　差別禁止法では、個別の差別事案の救済を図る仕組みを設けるとともに、制度や社会慣行等の問題を解決していく仕組みを設ける必要があると考える。

千葉県では、障害のある人及びその支援者、様々な分野の事業者、障害者施策や人権擁護に関する有識者、県の職員で構成する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を設置し、こうした課題の解決に向けた取組みを推進している。

(参考)

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例第２９条

1　県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議（以下「推進会議」という。）を組織するものとする。

2　推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

2　差別禁止法では、障害のある人に対する理解を広げるための仕組みを設ける必要があると考える。

差別の解消だけを強調すると、「差別をした側」と「差別をされた側」の対立構造を生み出してしまうおそれがある。差別の解消は重要であるが、それと

あわせて、障害のある人に対する理解を広げていかなければ、真の意味での共生社会は実現できない。

千葉県の条例では、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組みについて、県民への情報提供することを規定している。

（参考）

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例第３２条

知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

【中西委員】

法律を効果的に実施していくうえで、障害を持つ人の立場に立って権利を支援する障害当事者団体、親の会、ＮＰＯ団体、公益法律事務所等の存在は重要である。国によるこれらの団体、機関の育成をはかり、経済的助成を行うことも差別禁止法に含むものとする。